

# 繁殖牝馬仔分預託管理契約書

繁殖牝馬所有者\_\_\_\_\_（以下甲という）と預託管理者\_\_\_\_\_（以下乙という）とは下記表示の繁殖牝馬（以下本件繁殖牝馬という）の仔分預託管理契約を締結し、その証として本書2通作成し各々1通宛所持する。

## 繁殖牝馬の表示

| 馬名 | 品種 | 毛色 | 生年月日 | 血統 | 摘要 |
|----|----|----|------|----|----|
|    |    |    |      | 父  |    |
|    |    |    |      | 母  |    |

※本件繁殖牝馬の繁殖登録証明書は\_\_\_\_\_が保管するものとする。

## （契約の目的）

第1条 甲は本件繁殖牝馬を仔分けによる産駒生産目的のため、その飼養管理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## （契約期間）

第2条 契約期間は平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの期間とする。  
2. 上記期間満了の1ヶ月前までに甲・乙協議の上その期間を延長することができる。  
3. やむを得ない事由が生じた場合は契約期間中であっても本契約を解除することができる。この場合1ヶ月間の猶予期間を置いて申し入れなければならない。但し、本件繁殖牝馬の死亡、契約継続不可能な事故発生等特別の事情がある場合はこの限りではない。  
4. 本件繁殖牝馬の乙の牧場への入厩費用、または退厩させる場合の費用は甲の負担とする。

## （報告義務）

第3条 乙は本件繁殖馬または産駒に疾病または事故等による損害が発生した場合、速やかに甲に報告するものとする。但し、乙において軽微な疾病、損害と判断した場合は報告するに及ばない。

## （配合決定及び経費）

第4条 本件繁殖牝馬に対する種牡馬の配合は、毎年甲・乙協議の上決定するものとし、交配料の負担割合は甲\_\_\_\_\_：乙\_\_\_\_\_とする。  
2. 前項の交配料以外の経費（\_\_\_\_\_）については甲・乙両者合意の上負担するものとし、その負担割合は甲\_\_\_\_\_：乙\_\_\_\_\_とする。

## （届出の義務）

第5条 生産された産駒報告、血統登録、市場申込等の届出は甲に連絡の上乙が行うものとする。  
2. 産駒の血統登録証は乙が保管するものとする。

## （産駒の処分及び評価）

第6条 産駒の処分及び評価額の決定については甲・乙合意の上決定するものとする。  
2. 産駒の評価にあたり、公正な第三者の助言を求めることができるものとする。  
3. 産駒の評価決定時期は\_\_\_\_\_歳時の\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_旬とする。

## （評価額の配分率）

第7条 産駒の評価額の配分率は甲\_\_\_\_\_：乙\_\_\_\_\_とし、売買成立の場合も同様とする。

## （代金決裁）

第8条 産駒の評価額決定後の代金決裁は次のとおりとする。

第1回\_\_\_\_\_円也（消費税込み）平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

第2回\_\_\_\_\_円也（消費税込み）平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

2. 甲は上記代金を乙の指定する次の金融機関の口座へ振込で支払するものとする。

金融機関・口座の表示

3. 売買成立によって、甲・乙いずれかが相手への代金支払が生じた場合は、その売買代金の入金後に指定金融機関に振込により支払するものとする。

## （生産牧場賞）

第9条 生産された産駒の競馬において生じる生産牧場賞は乙が取得するものとする。  
但し、日本中央競馬会の定める繁殖牝馬所有者賞についてはこの限りではない。

## （乙の注意義務）

第10条 乙は本件繁殖牝馬及び産駒について善良なる管理者の注意をもって飼養管理をする。

## （保険加入）

第11条 繁殖牝馬及び産駒の事故による損害を補填するため甲・乙協議の上保険に加入するものとする。

## （管轄裁判所）

第12条 本契約により生ずる権利義務に関する訴訟についての第一審管轄裁判所は札幌地方裁判所とする。

## （契約条項外の協議）

第13条 本契約に定めない事項については都度双方協議の上円満に処理するものとする。

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

住所

甲 繁殖牝馬所有者

氏名

印

住所

乙 預託管理者

氏名

印

住所

立会人

氏名

印